

# 平成 28 年度 ふるさと起業・移転促進事業 ビジネスプラン募集要項

## 1 目的

地域の需要を創出し地域経済の活性化を図るため、県外の職業経験やネットワークを有する優秀な人材の活力を引き出し、ふるさと兵庫へ移住する UJI ターン者が活躍しやすい環境を整えるふるさと起業・移転促進事業を実施します。

具体的には、県内で起業や第二創業を目指す UJI ターン起業家及び県外の事業所を県内へ移転される代表者のうち、審査委員会において、ビジネスプランが選定基準を満たすと認められた方に対し、新たなビジネスプラン開発や新事業展開、事業所移転や移住を行うための経費の一部を補助します。

## 2 実施主体

- (1) ビジネスプランの募集・審査 公益財団法人ひょうご産業活性化センター  
(以下「センター」という。)
- (2) 補助金の申請・報告・支払等 兵庫県産業労働部産業振興局新産業課

## 3 応募資格

平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までに県外から県内へ住民登録を移し、かつ、次のいずれかに該当する代表者（実質的な経営者）で、3 年以上（平成 32 年 3 月末日まで）県内に居住し続ける意思を有する方。

(1) 県内に活動拠点を置いて平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日までに、新たに起業や第二創業をした方又はする予定の方。（※「第二創業」とは、現在の事業と日本標準産業分類の中分類(2 桁分類)の異なる業種に属する事業分野に進出する場合をいいます。）

(2) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日までに県外の事業所（本社）を県内に移転する方

※ (1)、(2) のいずれの場合も移住するまでの過去 1 年間に兵庫県に住民登録していた方は原則対象外です。

(注意)・ ボランティア活動、財団法人、社団法人は対象外です。その他の補助対象外となる業種については、別記(5 ページ)をご参照ください。

- 過去に、兵庫県が実施する補助事業（女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業、多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業）により補助金を受けた方は応募できません。また、同一年度に上記補助金を複数受けることはできません。
- 申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合は、応募することができません。もし、反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します。
- 国税又は地方税の滞納がある場合は、応募できません。（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く）

#### 4 対象事業

- ① 新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること
- ② 地域経済の活性化に資する事業であること

#### 5 補助対象経費

補助対象経費は、事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって発注、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる次に掲げる経費です。

(※平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月末日までに物品等の引渡しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります。また「内容」欄に記載された費目以外の費用は補助対象とはなりません。)

経費区分		内 容
起業事業所移転に係る経費	事務所開設費	・ 事業に関わる事務所、店舗、倉庫等、駐車場の賃料・共益費 (※代表者の配偶者又は三親等以内の親族が保有する物件の場合を除く。住居兼用の場合は居住用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。) ・ 事務所、店舗の開設に伴う外装・内装・設備工事費 (※ 賃貸の場合に限る。自宅兼用の場合を除く。)
	初度備品費	事業の実施に不可欠な備品の購入・リース料 (※車両の購入費は含まない)
	専門家経費	・ 事業プラン策定・事務指導等に対する専門家の経費(謝金、旅費) ・ 事業の立ち上げに必要な外注費(調査・分析・設計等)
	事業費	・ 広告宣伝費 (ホームページ作成、パンフレット・チラシ製作、広告、展示会出展等) ・ 雑費(事業活動に必要な通信費、運搬費、光熱水費)
移住に係る経費	転居費 (居住分)	・ 県外から兵庫県へ移住する際の引越代 ・ 事前手続・移住に係る旅費(交通費、宿泊費)
	住居費	移住後の住居に係る住宅・駐車場の賃料・共益費 (※代表者の配偶者又は三親等以内の親族が保有する物件の場合を除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。事業用と兼用の場合は、事業用のスペースを除く。敷金、礼金、購入費等は含まない。)

- (注) ・ 第二創業の場合は、第二創業の実施に必要な経費として、明確に区分できるものに限る。  
・ 補助対象経費には消費税及び地方消費税を含みません。  
・ 上表記載の経費に該当するものでも、審査により対象外となることや査定により減額されることがあります。

#### 6 補助期間

補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の補助期間は平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月末日とし、その期間に支払った経費を補助します。

#### 7 補助額

上限 200 万円(補助率 1/2 以内)

- 〔・ 起業・事務所移転に係る経費：上限 100 万円(補助率 1/2 以内)
- 〔・ 移住に係る経費：上限 100 万円(補助率 1/2 以内)

※千円未満の端数は切り捨て

## 8 補助事業の選定基準・審査

選定基準は以下の①と②のとおりとし、審査委員会で審査を行い、予算の範囲内で補助事業を選定します。なお、審査にあたっては、必要に応じて、ヒアリングや現地調査を行うことがあります。

- ① 地域経済の活性化への貢献
- ② 実現可能性

## 9 審査結果の通知等

審査終了後、申請者へは採択または不採択の結果をセンターから通知します（審査経過、選定結果の内容等についての問い合わせには応じられません）。

交付決定にあたっては、必要に応じて申請内容の補正をお願いすることや申請金額を減額して交付決定をすることがあります。

万が一、正しい報告が行われなかった場合は、採択後であっても採択を取り消す事があります。

## 10 採択後のスケジュール等

### (1) 補助金の申請

事業計画が補助事業に採択された申請者(以下「補助事業者」という。)は、兵庫県産業労働部補助金交付要綱に基づき、兵庫県に補助金交付申請書等を提出していただきます。

(別途、様式を配付します)

### (2) 補助金の支払い

補助事業が完了したときは、補助事業者は、原則、完了日から30日以内又は4月10日のいずれか早い日までに、『補助事業実績書』等を提出していただきます。兵庫県の実績確認により、交付すべき補助金の額が確定した後、補助事業者に対して補助金の支払いを行います。

### (3) 公表

補助事業は、代表者名、事業名、事業概要、企業概要等について公表します。

### (4) 事業成果等の報告

補助事業者は、補助事業完了後も補助金の交付の目的を達成するため、その事業化及び収益の拡大に努め、補助金交付年度以降の5年間を限度として、売上高、収益等について報告していただきます。また、事業の成果について、紙面や発表会等で報告を求められる場合があります。

## 11 応募方法

### (1) 受付期間 **平成28年4月15日(金)**～平成28年10月31日(月)

受付順に審査、選定を行い、予算額に達した時点で応募受付を締め切ります。

### (2) 申請に必要な書類(申請様式はセンターのホームページからダウンロードできます)

#### ○ 提出書類チェックリスト

- ① 「ふるさと起業・移転促進事業」事業計画申請書(様式1)
- ② 事業計画書(様式2)
- ③ 補助金所要額調書(様式3)
- ④ 直近の決算書(損益計算書)又は確定申告書の写し(第二創業の方のみ)
- ⑤ 許認可を伴う業種であれば許可証の写し
- ⑥ その他(事業計画の補足説明資料等があれば添付してください。ex.出店近隣地図、写真)

### (3) 後日必要となる書類(提出時期は兵庫県よりご連絡します)

- ⑥ 移転後の代表者の住民票(世帯全員の住民票)
- ⑦ 代表者の過去1年間の住所履歴を示す書類(ex.戸籍の附票の写し、光熱水費の請求書等)

※⑥⑦については、県外から兵庫県内への移転の証拠書類として提出していただくものです。確認ができない場合、補助金の交付決定ができません。

<法人の場合>

⑧ 履歴事項全部証明書（いわゆる商業登記簿謄本）

<個人事業主の場合>

⑨ 税務署へ届け出た開業届出書の写し（税務署の受付印があるもの）

※⑧⑨については、起業したことの証拠書類として提出していただくものです。確認できない場合、補助金の支払ができません。

(4) 提出先

申請に必要な書類をセンターへ持参又は郵送して提出してください。郵送の場合、封筒の表面に「ふるさと起業・移転促進事業・事業計画申請書在中」と朱書きしてください。なお、提出された書類は返却しません。

受付時に事業内容の確認等で時間を要する場合や不備により受付できない場合などがありますので、申請書を提出する前にセンターにご連絡ください。

センターの受付時間は、土・日・祝日を除く9時から17時です。

## 12 応募に関する問い合わせ・申請書の提出先

〒651-0096 神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル6階

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部 新事業課

TEL：078-230-8110 FAX：078-230-8391

E-Mail：shinjigyo@staff.hyogo-iic.ne.jp

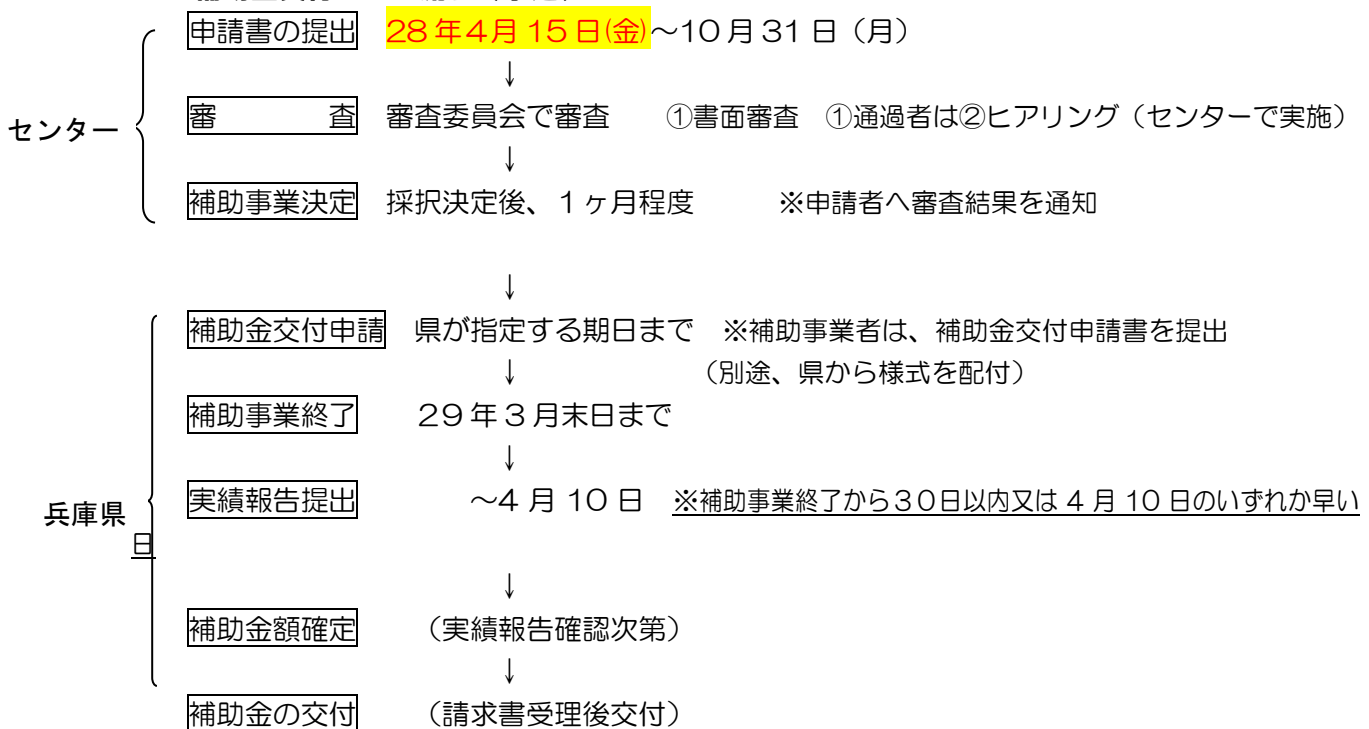
[URL] <http://web.hyogo-iic.ne.jp/kigyo/furusatokigyou>

### 事業全般に関する問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局 新産業課 新産業創造班

TEL：078-341-7711（内線3659） FAX：078-362-4273

## 13 補助金交付までの流れ（予定）



## 14 個人情報の管理

本事業への申請に係る提出書類により事務局が取得した個人情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

- 本事業における事業計画の審査・選考・事業管理のため
- 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- 応募情報を統計的に集計・分析し、応募者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成するため
- センターが実施する支援事業等の情報提供のため

**別記** 補助対象外とする業種（平成 25 年 10 月改訂「日本標準産業分類」による。）

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類 B に含まれるもの。）
- (3) 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）、歯科診療所（小分類 833）
- (5) 医療・福祉（大分類 P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類 85）
- (6) 以下のサービス業等
  - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 23 年 7 月 10 日、法律第 122 号）により規制の対象となるもの
  - ② 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類 7291 のうち左記のもの）
  - ③ 易断所、観相業、相場案内業（細分類 7999 のうち左記のもの）
  - ④ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803）
  - ⑤ 芸ぎ業、芸ぎ斡旋業（細分類 8094）
  - ⑥ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8096 のうち左記のもの）
  - ⑦ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものは除く）（細分類 9299 のうち左記のもの）
  - ⑧ 政治・経済・文化団体（中分類 93）
  - ⑨ 宗教（中分類 94）

※ 補助対象外とする業種でなくとも、フランチャイズチェーンや販売代理店として創業・第二創業する場合は、補助対象外となります。